

事 務 連 絡  
平成28年6月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0630第4号  
平成28年6月30日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成28年3月4日保医発0304第9号）の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1 I の麻酔の表中、経皮的体温調節装置システムを次のように改める。

経皮的体温調節装置システム	機械器具（12）理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	中心静脈に留置し、低体温療法が可能なもの	L008-2	低体温療法
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

改正後

現行

(別表1)

I 医科点数表関係

麻酔

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
(略)					
経皮的体温調節装置システム	機械器具(12)理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	中心静脈に留置し、低体温療法が可能なもの	L008-2	低体温療法
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法
(略)					

(別表1)

I 医科点数表関係

麻酔

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
(略)					
経皮的体温調節装置システム	機械器具(12)理学診療用器具	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム	(新設)	(新設)	(新設)
			中心静脈に留置し、経皮的体温調節療法が可能なもの	L008-3	経皮的体温調節療法
(略)					